

『新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく
児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について』と
それに関連する眼科健診について

令和2年3月25日
公益社団法人日本眼科医会

日本眼科医会では、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から令和2年3月19日に発出された事務連絡*1に従い、以下の「考え方」を呈示します。各眼科学校医の先生方におかれましては、これらの「考え方」を参考に、地区教育委員会、地区医師会ならびに担当学校とご協議、ご相談の上、眼科学校健診の実施の時期、実施方法についてご検討ください。

【文部科学省3月19日発出の事務連絡において眼科学校健診の該当箇所】

1. 児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期的健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. 略

3. その他の留意事項

児童生徒等の定期的健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

【眼科学校医としての考え方】

この事務連絡から、新型コロナウイルス感染症の影響によって6月30日までに眼科学校健診を実施することができない場合には、令和2年度末日までの間に実施すること、となりました。

そこで、以下の3点について、日本眼科医会の「考え方」をお示しします。この「考え方」をひとつの例としてとらえていただき、各学校医の先生方による、新型コロナウイルス感染症流行時における眼科学校健診の在り方についてご参考になればと存じます。

① 例年通り健診を実施するか延期するか

すでに実施日時について、予定を組んでいる先生方もいらっしゃると思いますが、各自治体の新型コロナウイルス感染症の状況の差異によって、地域ごとに学校行事の施行・運用に差が生じるものと推察されます。これより、学校健診の実施につきましては、地域ごとの状況を鑑み、基本的な感染管理など都道府県眼科医会の方針をご検討のうえ、地区教育委員会や学校関係者、また必要に応じて地区医師会と連絡をおとりいただき、実施時期についての調整等ご相談ください。

② 健診の行い方（例）

児童・生徒が、新型コロナウイルスの無症候性感染者であることも否定できないため、下記の「健診の行い方」（例）を呈示いたします。状況に応じて取り入れていただければと思います。**基本は接触・飛沫感染予防です。**

〔医師側〕

1) メガネ(ゴーグル)+サージカルマスク+手袋をして接触する(手袋は児童・生徒ごとに交換)

2) メガネ(ゴーグル)+サージカルマスク+手袋はしておくが、「かゆみ」「眼脂」等の問診と「球結膜の充血」の視診をして、必要に応じこれら症状・所見の該当者のみ接触する。(手袋は接触した児童・生徒のあとに直ちに交換)。

3) メガネ(ゴーグル) +サージカルマスクで対応。接触した場合は、70%消毒用アルコールによる手指消毒または石鹸で手洗いできる環境が望ましい。

〔児童生徒側・学校側の準備〕

令和2年3月24日の文部科学省事務次官通知において感染リスクを低減させるための3つの条件（① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える）が周知されております*2。咳エチケットと手洗いの徹底も従前通りとされています。

また、健診を行う側にも感染リスクを低くするために、手指衛生としてアルコール消毒や手袋が必要となります。これに従って、以下の準備を、地区教育委員会ならびに学校関係者にご検討いただきたいところです。

1) 可能であれば児童・生徒等はマスク着用のこと。持参していない場合、児童・生徒等は口をしっかりと閉じることを指示。またはハンカチ等で口を覆うことも考慮する。

2) 換気をよくする。児童・生徒等は喋らせない。保健室等の健診する部屋には多人数をいれず、廊下に待機させ、感染しやすい環境となる3要素を満たさないようにする。

3) 可能であれば、擦式アルコール消毒薬の準備ならびに手袋の準備(これらについて、診療所からの持ち出しは日常診療に支障をきたすため難しいこと、またこれらは、今回のような事態における各科共通の必要不可欠な物品であることも、地区教育委員会ならびに学校関係者にご理解いただきたいところです。)

上記、[医師側] ならびに [児童生徒側・学校側の準備] の項目は「例」であって、これにとらわれることなく、接触・飛沫感染予防対策を十分に行い、令和2年3月24日の文部科学省事務次官通知において強調されている「感染リスクを低減させるための3つの条件」を満たす環境を整えることができれば、他の方法を行うことを否定するものではありません。

③留意点

◆健診を行うにあたっては、事前準備等種々の課題があるため、地区教育委員会や学校関係者と事前相談を十分に行うことが推奨されます。

◆「結膜炎」と診断した場合について。海外の報告では、新型コロナウイルス肺炎患者30例で涙液と結膜擦過PCRを施行し、1例のみにおいていずれも陽性反応を示すと同時に結膜炎を生じていたものや*3、1099例の新型コロナウイルス肺炎患者における臨床症状の検討では、0.9%に「結膜充血」がみられたとの報告があります*4。なお、これらの報告は、いずれも新型コロナウイルス肺炎患者であることを考慮ください。

また、日本における無症候性感染者を含めた新型コロナウイルス陽性者に、どれだけ結膜炎が生じるか、などの疫学的調査についての報告は令和2年3月23日現在ありません。

参照 URL

* 1 参照 URL : 文部科学省 事務連絡 令和2年3月19日

https://www.mext.go.jp/content/20200316-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

* 2 参照 URL : 文部科学省 事務次官通知 令和2年3月24日

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

* 3 参照 URL : Evaluation of coronavirus in tears and conjunctival secretions of patients with SARS - CoV - 2 infection

<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.1002/jmv.25725>

* 4 参照 URL : Clinical Characteristics of Coronavirus Disease 2019 in China

<https://www.nejm.org/doi/full/10.1056/NEJMoa2002032>

メガネ（ゴーグル）の装用について（令和2年3月31日 追記）

基本的には、新型コロナウイルス感染症患者もしくはその疑いのある患者の、のど、咽頭からの検体採取やエアロゾルが発生しうる気管挿管などの手技時においては、飛沫感染予防に則したゴーグルを要します。

今回「例」としながらもメガネ（ゴーグル）を記載した理由としては、①通常でもメガネやゴーグルを装用していると児童・生徒と接触した手で無意識に自分の眼を触る機会が減ること（マスクをしていると鼻や口に手が触れないことと同じ）、②万一、無症候性の新型コロナウイルス陽性の児童・生徒が存在した場合、検査室等でくしゃみや大きな発声をしたときなどにおいて、飛沫を浴びる状況になったときなど、同じくメガネやゴーグル装用により、眼への飛入を物理的にある程度さえぎれる可能性が考えられることがあげられます。もちろん、②について検証された論文、報告等は現在なく、①も含めてリスクの低減は考えられるにしても確実に感染を防御できるものではないことはご承知おきください。なお、健診時に児童・生徒に新たにメガネ（ゴーグル）を装用させる必要はありません。